



2025年2月3日

各 位

会 社 名 麻生フオームクリート株式会社
代表者名 代表取締役社長 花岡 浩一
(コード番号 1730 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役人事総務部長 井上 喜博
(電話番号 044-422-2061)

(開示事項の経過) 臨時株主総会の不開催及び基準日の取消しに関するお知らせ

2025年1月17日付で公表いたしました「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」において開示した事項について、下記のとおりお知らせいたします。

記

2025年1月17日付で公表いたしました「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、日特建設株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、当社を公開買付者の完全子会社とする方針であり、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の全て（但し、当社の主要株主である筆頭株主かつ親会社である株式会社麻生（以下「麻生」といいます。）、麻生がその発行済株式の全てを所有する株式会社であり、当社の主要株主かつ第2位株主である株式会社麻生地所（以下「麻生地所」といいます。）、及び麻生がその発行済株式の全てを所有する株式会社であり、当社の第3位株主である麻生商事株式会社（以下、麻生、麻生地所と総称して「不応募予定株主」といいます。）が所有する当社株式（以下「不応募予定株式」といいます。）及び当社が所有する自己株式を除きます。）を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、かつ、公開買付者及び不応募予定株主の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第180条に基づき当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を2025年3月下旬頃を目途に開催することを当社に要請する予定とのことでした。そのため、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定しておりました。

しかしながら、2025年1月29日付「日特建設株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びにその他の関係会社及び主要株主の異動に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、本公開買付けが成立し、かつ、本公開買付けの成立後、公開買付者及び不応募予定株主の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、本株式併合は行われなかったこととなりましたので、当社は、本臨時株主総会は開催せず、上記基準日につきましても取り消すことといたしました。

以上